

“社会を明るくする運動” 福島地区推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての区民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的に“社会を明るくする運動” 福島地区推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福島区における“社会を明るくする運動” 及び再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止月間を円滑に実施するための企画、実施及び普及啓発に関すること。
- (2) 構成機関・団体間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条に定める目的の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の構成機関・団体並びに構成員は、別表のとおりとする。

- 2 推進委員会は、必要に応じて本会の目的に賛同する構成機関・団体を加えることができる。

(役員)

第4条 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長は1名で、福島地区保護司会会長をもって充てる。
- (2) 副委員長は2名で、福島区更生保護女性会会長及び福島区PTA協議会会長をもって充てる。
- (3) 会計は1名で、福島地区保護司会会計をもって充てる。
- (4) 監事は1名で、委員長が指名する。

(会議)

第5条 推進委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(事務局)

第6条 推進委員会の庶務は、福島区役所内に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年3月4日より施行する。

“社会を明るくする運動” 福島地区推進委員会 構成機関・団体並びに構成員

(敬称略)

構成機関・団体並びに構成員

構成団体	構成員
福島地区保護司会	会長・副会長・総務部長・研修部長 広報部長・組織部長・会計
福島区更生保護女性会	会長・副会長
福島区BBS会	会長
福島区PTA協議会	会長・青少年活動委員会委員長
福島区青少年対策連絡協議会	会長
福島区青少年福祉委員連絡協議会	会長
福島区青少年指導員連絡協議会	会長
福島区子ども会育成連合協議会	会長
福島区青少年育成推進会議	会長
福島区人権啓発推進協議会	会長
福島区役所	市民協働課地域活動支援担当